

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）	2

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（航空混成団）
第二十八条の十七 航空混成団は、航空混成団司令部及び航空団
一、航空警戒管制隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編
成する。

（航空混成団）
第二十八条の十七 航空混成団は、航空混成団司令部及び航空隊
一、航空警戒管制隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編
成する。

別表第七（第五十条関係）

別表第七（第五十条関係）

名称	位置
那覇駐屯地	那覇市
与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町

名称	位置
那覇駐屯地	那覇市

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第六（第十条、第十条の二関係）			
官署	級別区分	官署	級別区分
<p>対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。次項において同じ。）</p>	二級	<p>対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。）</p>	二級
<p>与那国駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関</p>	六級	（新設）	（新設）
<p>自衛隊の部隊及び機関（前二項の官署を除く。）並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するもの</p>	<p>一級から六級までのいずれかの級で防衛大臣の定めるもの</p>	<p>自衛隊の部隊及び機関（前項の官署を除く。）並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するもの</p>	<p>一級から六級までのいずれかの級で防衛大臣の定めるもの</p>
備考（略）		備考（略）	

